

各都道府県・政令指定都市・中核市

子ども・子育て支援新制度担当部局  
認 定 こ ど も 園 担 当 部 局 御 中  
児 童 手 当 制 度 担 当 部 局

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）  
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）  
内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室

内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員  
の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令等の施行について

内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 64 号）等が本日公布、施行されたところであるが、その改正の趣旨、内容等については下記のとおりであるので、下記事項に留意の上、その積極的な活用を検討されるとともに、貴管下市町村等（政令指定都市、中核市を除く。）に対して周知願いたい。

## 記

### 1 制定の趣旨

地方公共団体からの提案を受け、令和 3 年 3 月 16 日付けで環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年環境省令第 2 号）等が公布され、環境省所管法令（他府省庁との共管法令を含む。以下同じ。）に基づく地方公共団体職員が用いる立入検査等（職員が立ち入って検査・調査等を行うものをいう。以下同じ。）に係る全ての身分証明書を統合できる統合様式を定めた。

今般、環境省以外が所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する身分証明書についても、統合対象とすべきものがないか地方公共団体から意見を募ったところ、多くの提案があったことから、内閣府の所管する法律の規定に基づく身分証明書も、環境省所管法令により定めた統合様式を用いることができることとした。

さらに、内閣府の所管する法律に規定する立入検査等に係る身分証明書について現行の省令等において様式の定めのないもの（下記 2（2）参照）及び地方公共団体の条例に基づく立入検査等に係る身分証明書についても、各地方公共団体の条例又は内規等に

においてこれらの身分証明書の様式について特段の制約を定めていない限りにおいて、統合様式を用いることができることとした。

なお、今回、他府省の所管法令等に基づく身分証明書についても、同じ統合様式を用いることとしており、これらについても内閣府所管法令等に基づく身分証明書とともに統合様式を用いて身分証明書を作成しても差し支えない。（統合対象については別添 1 及び別添 2 のとおり）

## 2 制定された内閣府令等の概要

### (1) 別添 1 の第一欄に掲げる省令等のうち内閣府所管府令

別添 1 の第二欄に掲げる法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分証明書の様式について、別添 1 の第三欄に掲げる省令等で定める既存の身分証明書の様式に加えて、統合様式を用いることができる旨を規定した。

<別添 1 記載の様式のうち子ども・子育て本部が所管するもの>

- ・児童手当法施行規則 様式第 16 号
- ・子ども・子育て支援法施行規則 様式第 1 号、第 2 号及び第 3 号

### (2) 内閣府所管法令及び共管法令で内閣府が主管のもの（別添 2 の第三欄又は第四欄が内閣府となっているもの）に規定する立入検査等に係る身分証明書について現行の府令において様式の定めのないもの

別添 2 に掲げる内閣府所管法及び共管法令で内閣府が主管のものの規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分証明書の様式について、各地方公共団体の条例又は内規等において特段の制約を定めていない限り、今般規定する統合様式を用いることができることとした。

<別添 2 記載の立入検査等のうち子ども・子育て本部が所管するもの>

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 19 条第 1 項及び第 34 条第 7 項

## 3 統合様式の記載内容等

- ・統合様式中第 1 面には、発行された身分証明書を識別するための発行番号並びに立入検査等をする権限を有する職員の職名、氏名及び生年月日を記載し、当該職員の顔写真を貼付するとともに、身分証明書の交付日及び有効期限を記載し、発行者が押印するものとする。
- ・有効期限については、従来どおり各地方公共団体において設定するものとする。なお、これまでの児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号）の規定による身分証明書の様式で定めていた有効期限についても、他の省令等の現行様式と同様に各地方公共団体において設定するものとしたところであるが（内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 64 号）附則第 2 条）、本府令の施行の際現に公布されている身分証明書については、有効期限までの間引き続き使用して差し支えない。

- ・ 統合様式中第2面の「法令の条項」の欄には、上記2（1）及び（2）に掲げる立入検査等の根拠となる法律の条項及び立入検査等の根拠となる条例の条項のうち統合の対象とするものを選択して記載することとする。「該当の有無」の欄については、「法令の条項」の欄に記載のある各条項について、身分証明書の発行を受ける職員が立入検査等の職権を有するものには「○」を、有しないものには「－」を記載することとする（当該地方公共団体又は各部局等が所管する全ての法令の条項を列記した上で職員ごとに権限の有無を示す「○」又は「－」を「該当の有無」の欄に記載するほかに、当該職員が立入検査等の権限を有する法令の条項のみを列記した上で全ての「該当の有無」の欄に「○」印を記載することとしても差し支えない。）。同一法令中に立入検査等に係る複数の条項があり、当該職員の権限がそのうちの一部の規定に基づく立入検査等に限定されている場合には、権限を有する範囲が明らかとなるよう当該法令中の対象条項を特定して記載することとする。
- ・ 統合様式に基づく身分証明書は用紙1枚で作成することとする。地方公共団体等ごとに列挙する法令の条項の数が大きく異なると考えられることから、用紙及び貼付する写真のサイズは各地方公共団体等において設定できることとするとともに、第2面については、表面に記載するほか、備考4のとおり、全部又は一部を裏面に記載することができることとする。また、身分証明書の記載は印字することとし（手書きはしないこと）、修正しないこと。
- ・ 既存の身分証明書の様式に記載のある立入検査等の根拠となる法律の条文（2（2）に掲げる法令に規定する立入検査等に係るものを含む。）については、立入検査等の際に事業者等から照会があった場合には、あらかじめ身分証明書の裏面に記載しておきこれを提示する方法のほか、別紙に印刷し若しくは電子機器に表示した条文を提示する、又は条文の参照方法を口頭で伝達するなど、適当な方法により対応されたい。